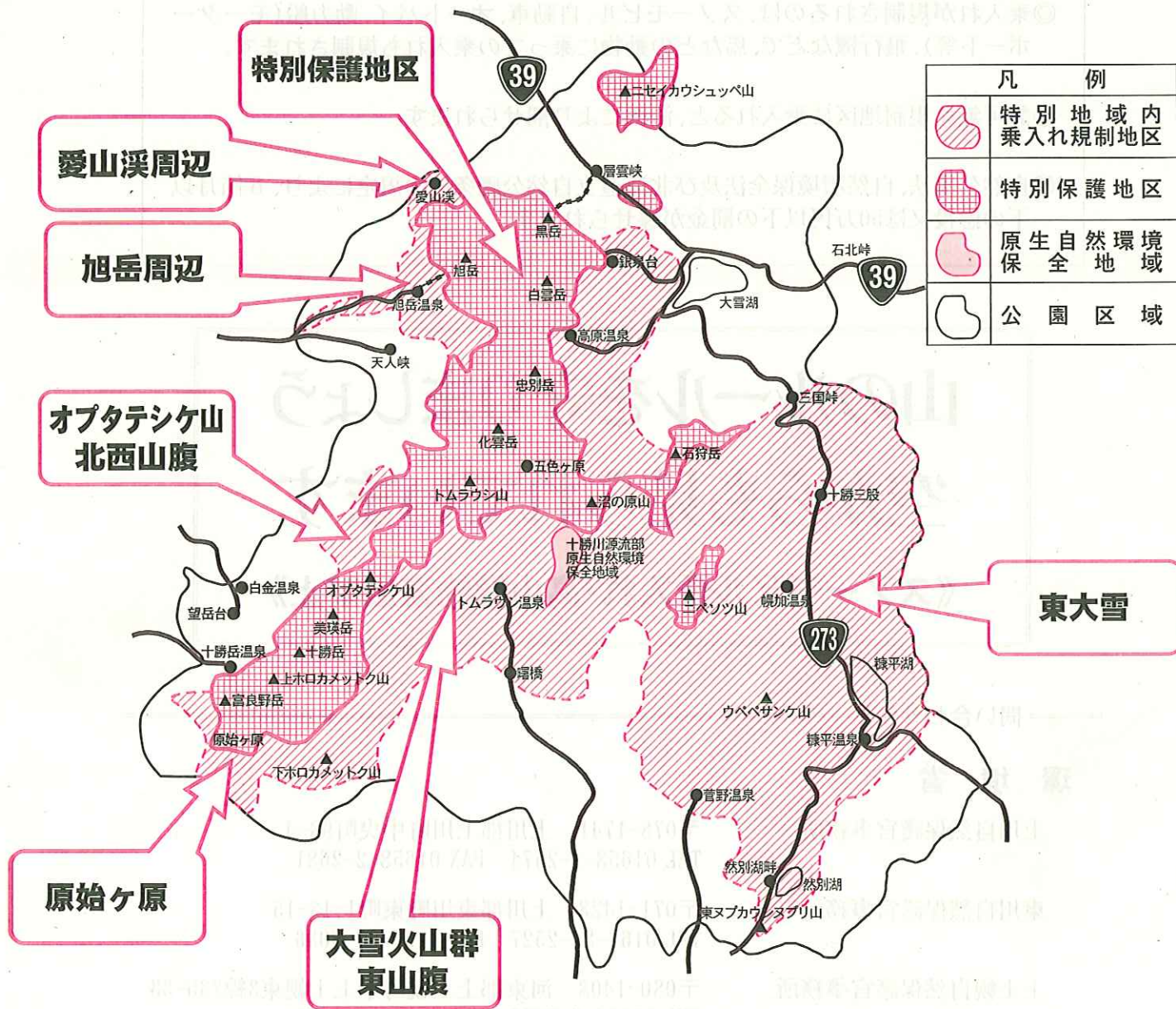


大雪山国立公園内には スノーモビル等の 乗り入れが規制されている 地区があります



内が規制されている地区です

環境省・林野庁・北海道・北海道警察

スノーモビル等乗入れ規制地区では

- ◎自然環境の優れた地域でのスノーモビル、オフロード車、モーターボートなどの無秩序な使用は、自然環境や動植物の生息・生育環境に悪影響を与えることから、これらの影響を防ぐために、国立公園内に車馬等の乗入れ規制地区が裏面の地図のとおり指定されており、スノーモビルなどの使用は禁止されています。
- ◎乗入れが規制されるのは、スノーモビル、自動車、オートバイ、動力船（モーターボート等）、飛行機などで、馬などの動物に乗っての乗入れも規制されます。
- ◎許可無く規制地区に乗入ると、法律により罰せられます。
- ◎自然公園法、自然環境保全法及び北海道立自然公園条例の規定により、6箇月以下の懲役又は50万円以下の罰金が課せられます。

山のルールを守りましょう
空からも見られています
《スノーモビル乗入れ・高山植物盗掘禁止》

問い合わせ先

環 境 省

大雪山国立公園管理事務所

〒078-1741 上川郡上川町中央町 603
TEL 01658-2-2574 FAX 01658-2-2681

東川管理官事務所

〒071-1423 上川郡東川町東町1-13-15
TEL 0166-82-2527 FAX 0166-82-5086

上士幌管理官事務所

〒080-1408 河東郡上士幌町字上士幌東3線235-33
TEL 01564-2-3337 FAX 01564-2-2933

北海道地方環境事務所

〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目
札幌第1合同庁舎3階
TEL 011-299-1953 FAX 011-736-1234

北海道警察旭川方面本部 生活安全課 TEL 0166-35-0110

北海道警察釧路方面本部 生活安全課 TEL 0154-25-0110